

平成 26 年 度

武 雄 市 一 般 会 計 予 算 書  
特 別 会 計

第 号 議 案

平 成 2 6 年 度

武 雄 市 一 般 会 計 予 算

## 平成26年度武雄市一般会計予算

平成26年度武雄市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217億5781万0千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成26年2月24日 提出

武雄市長 樋渡啓祐

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		52 <sup>億</sup> 9789 <sup>万</sup> 7
	1 市民税	21 <sup>億</sup> 6450 <sup>万</sup> 0
	2 固定資産税	25 <sup>億</sup> 3639 <sup>万</sup> 5
	3 軽自動車税	1 <sup>億</sup> 4000 <sup>万</sup> 0
	4 市たばこ税	4 <sup>億</sup> 3500 <sup>万</sup> 1
	5 入湯税	2200 <sup>万</sup> 1
2 地方譲与税		2 <sup>億</sup> 300 <sup>万</sup> 0
	1 地方揮発油譲与税	5900 <sup>万</sup> 0
	2 自動車重量譲与税	1 <sup>億</sup> 4400 <sup>万</sup> 0
3 利子割交付金		800 <sup>万</sup> 0
	1 利子割交付金	800 <sup>万</sup> 0
4 配当割交付金		1300 <sup>万</sup> 0
	1 配当割交付金	1300 <sup>万</sup> 0
5 株式等譲渡所得割交付金		200 <sup>万</sup> 0
	1 株式等譲渡所得割交付金	200 <sup>万</sup> 0
6 地方消費税交付金		5 <sup>億</sup> 0 <sup>万</sup> 0
	1 地方消費税交付金	5 <sup>億</sup> 0 <sup>万</sup> 0
7 ゴルフ場利用税交付金		3600 <sup>万</sup> 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	3600 <sup>万</sup> 0
8 自動車取得税交付金		2100 <sup>万</sup> 0
	1 自動車取得税交付金	2100 <sup>万</sup> 0
9 地方特例交付金		1400 <sup>万</sup> 0
	1 地方特例交付金	1400 <sup>万</sup> 0
10 地方交付税		68 <sup>億</sup> 2000 <sup>万</sup> 0
	1 地方交付税	68 <sup>億</sup> 2000 <sup>万</sup> 0

11 交通安全対策特別交付金		1200 <sup>万</sup> 0
	1 交通安全対策特別交付金	1200 <sup>万</sup> 0
12 分担金及び負担金		3 <sup>億</sup> 6167 <sup>万</sup> 6
	1 分担金	514 <sup>万</sup> 0
	2 負担金	3 <sup>億</sup> 5653 <sup>万</sup> 6
13 使用料及び手数料		3 <sup>億</sup> 7523 <sup>万</sup> 7
	1 使用料	2 <sup>億</sup> 2185 <sup>万</sup> 6
	2 手数料	1 <sup>億</sup> 5338 <sup>万</sup> 1
14 国庫支出金		28 <sup>億</sup> 887 <sup>万</sup> 6
	1 国庫負担金	21 <sup>億</sup> 5645 <sup>万</sup> 0
	2 国庫補助金	6 <sup>億</sup> 2968 <sup>万</sup> 1
	3 国庫委託金	2274 <sup>万</sup> 5
15 県支出金		17 <sup>億</sup> 2413 <sup>万</sup> 2
	1 県負担金	9 <sup>億</sup> 6296 <sup>万</sup> 2
	2 県補助金	6 <sup>億</sup> 5920 <sup>万</sup> 9
	3 県委託金	1 <sup>億</sup> 196 <sup>万</sup> 1
16 財産収入		2363 <sup>万</sup> 7
	1 財産運用収入	2341 <sup>万</sup> 8
	2 財産売払収入	21 <sup>万</sup> 9
17 寄附金		3
	1 寄附金	3
18 繰入金		3 <sup>億</sup> 9084 <sup>万</sup> 4
	1 特別会計繰入金	600 <sup>万</sup> 0
	2 基金繰入金	3 <sup>億</sup> 8484 <sup>万</sup> 4
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		5 <sup>億</sup> 8730 <sup>万</sup> 7

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金加算金	3
	2 貸付金元利収入	2億 400万 1
	3 受託事業収入	2億 2900万 2
	4 雑入	1億 5430万 1
21 市債		25億 5920万 0
	1 市債	25億 5920万 0
歳	入 合 計	217億 5781万 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		2 <sup>億</sup> 6871 <sup>万</sup> 9
	1 議会費	2 <sup>億</sup> 6871 <sup>万</sup> 9
2 総務費		28 <sup>億</sup> 3097 <sup>万</sup> 9
	1 総務管理費	16 <sup>億</sup> 283 <sup>万</sup> 0
	2 企画費	7 <sup>億</sup> 8308 <sup>万</sup> 1
	3 徴税費	2 <sup>億</sup> 3769 <sup>万</sup> 6
	4 戸籍住民基本台帳費	1 <sup>億</sup> 1325 <sup>万</sup> 9
	5 選挙費	5015 <sup>万</sup> 9
	6 統計調査費	1597 <sup>万</sup> 4
	7 監査委員費	2798 <sup>万</sup> 0
3 民生費		80 <sup>億</sup> 818 <sup>万</sup> 7
	1 社会福祉費	22 <sup>億</sup> 7916 <sup>万</sup> 9
	2 老人福祉費	19 <sup>億</sup> 670 <sup>万</sup> 8
	3 児童福祉費	32 <sup>億</sup> 4361 <sup>万</sup> 4
	4 生活保護費	5 <sup>億</sup> 7869 <sup>万</sup> 4
	5 災害救助費	2
4 衛生費		14 <sup>億</sup> 8288 <sup>万</sup> 5
	1 保健衛生費	3 <sup>億</sup> 6821 <sup>万</sup> 1
	2 環境衛生費	3983 <sup>万</sup> 4
	3 清掃費	10 <sup>億</sup> 7484 <sup>万</sup> 0
5 労働費		3362 <sup>万</sup> 0
	1 労働諸費	3362 <sup>万</sup> 0
6 農林業費		5 <sup>億</sup> 3118 <sup>万</sup> 6
	1 農業費	4 <sup>億</sup> 8572 <sup>万</sup> 9
	2 林業費	4545 <sup>万</sup> 7

款	項	金額
7 商工費		4億7806万4
	1 商工費	4億7806万4
8 土木費		17億3675万0
	1 土木管理費	1億604万5
	2 道路橋梁費	4億2916万2
	3 河川費	4231万4
	4 都市計画費	10億5916万0
	5 住宅費	1億6万9
9 消防費		7億574万1
	1 消防費	7億574万1
10 教育費		29億6066万9
	1 教育総務費	4億8856万5
	2 幼稚園費	2482万1
	3 小学校費	6億8629万8
	4 中学校費	10億3783万5
	5 社会教育費	5億9603万8
	6 保健体育費	1億2711万2
11 災害復旧費		2
	1 農林施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	1
12 公債費		24億7455万1
	1 公債費	24億7455万1
13 諸支出金		1億8596万5
	1 公営企業費	1億8480万3
	2 公営競技収益金貸付基金支出金	1
	3 土地開発基金繰出金	116万1
14 予備費		6049万2



	1 予備費	6049 <sup>万</sup> 2
歳	出	合
	計	217 <sup>億</sup> 5781 <sup>万</sup> 0

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
武雄市図書館・歴史資料館 指定管理料 (消費税及び地方消費税増税分)	平成27年度 \ 平成29年度	千円  1571 <sup>万</sup> 7
武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん 及び利子助成に関する条例に基づく 水洗便所等改造資金損失補償 (平成26年度融資あっせん分)	平成27年度 \ 平成31年度	取扱金融機関が融資を行う水洗便所等改造資金につい て、最終弁済期限終了後6箇月経過後における債務不履 行により弁済されなかった元利金及び損害額の合計額

### 第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
新幹線鉄道整備事業（一般単独事業）	千円 1630 <sup>万</sup> 0	1 証書借入又は債券発行の方法  2 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。  3 借入れの時期は、平成26年度とする。ただし、借入れの期日は、借入先と協議する。工事の都合等により翌年度に繰越借入れすることができる。	年4.0% 以 内  （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	① 償還期限、据置期間等については、借入先の定める条件による。  ② 償還は、元利均等償還又は元金均等償還  ③ 市財政の都合により、繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。
武雄市過疎地域自立促進特別事業基金積立金（過疎対策事業）	3500 <sup>万</sup> 0			
合併振興基金積立金（合併特例事業）	4 <sup>億</sup> 7500 <sup>万</sup> 0			
主要道路整備事業（合併特例事業）	5120 <sup>万</sup> 0			
一般道路整備事業（合併特例事業）	1990 <sup>万</sup> 0			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
杉岳中山線整備事業（過疎対策事業）	千円 3000 <sup>万</sup> 0			
橋梁整備事業（公共事業等債）	1640 <sup>万</sup> 0	1 証書借入又は債券発行の方法	年4.0%	① 償還期限、据置期間等については、借入先の定める条件による。
中野御船山線街路事業（合併特例事業）	2290 <sup>万</sup> 0	2 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。	以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	② 償還は、元利均等償還又は元金均等償還
杵藤広域圏消費費負担金（合併特例事業）	2370 <sup>万</sup> 0	3 借入れの時期は、平成26年度とする。ただし、借入れの期日は、借入先と協議する。工事の都合等により翌年度に繰越借入れすることができる。		③ 市財政の都合により、繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。
武雄小学校屋内運動場改築事業（合併特例事業）	3 <sup>億</sup> 2000 <sup>万</sup> 0			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山内中学校管理・教室棟改築事業 (合併特例事業)	千円 6億9880万0	1 証書借入又は債券発行の方法	年4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	① 償還期限、据置期間等 については、借入先の定 める条件による。  ② 償還は、元利均等償還 又は元金均等償還  ③ 市財政の都合により、 繰上償還、償還期限の短 縮又は低利債に借換える ことができる。
水道企業出資債 (合併特例事業)	5000万0	2 財務省財政融資資金、地方公共 団体金融機構、銀行その他から借 入れる。  3 借入れの時期は、平成26年度 とする。ただし、借入れの期日 は、借入先と協議する。工事の 都合等により翌年度に繰越借入 れすることができる。		
臨時財政対策債	8億0万0			